

川崎市総合都市交通計画見直し検討会議運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市総合都市交通計画見直し検討会議（以下「検討会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 まちづくり局長は、川崎市総合都市交通計画（以下「本計画」という。）に関し、次に掲げる事項について検討会議の委員の意見を求める。

- (1) 本計画の見直しに関すること。
- (2) 本計画の見直しに関し必要と認められること。
- (3) その他、まちづくり局長が必要と認めること。

(委員)

第3条 検討会議の委員については、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係行政機関代表者
- (4) 公募市民

2 前項の規定に関わらず、本計画の見直しに関し必要な場合には、別の専門的識見を有する者に意見を求めることができる。

(開催期間)

第4条 検討会議の開催期間は、本計画の見直しまでの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、まちづくり局交通政策室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等について必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。